

エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議

日時：令和元年8月5日（月）

9時50分～10時00分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）エボラ出血熱への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 今般のエボラ出血熱への感染が疑われた事案について

資料2 「エボラ出血熱への対応について（案）」

1. 患者概要

- 年齢・性別：70代女性
- 居住都道府県：埼玉県滞在中

2. これまでの対応の経過

日付	時間	経過
8月3日(土)	19:00頃	7月31日にコンゴ民主共和国より帰国後、健康監視中であった本人から、成田検疫所に、38度台の発熱ありとの連絡あり。
8月4日(日)	5:12	東京都内の医療機関へ患者が到着。
	7:12	国立感染症研究所村山庁舎に検体が到着、検査実施。
	15:00	国立感染症研究所において、検査は陰性との結果。

3. 今後の対応

- 引き続き、健康観察を行う。

○ コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に関し、日本時間の7月18日未明、世界保健機関(WHO(ダブリューエイチオー))事務局長が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態である旨の宣言(いわゆるPHEIC(フェイク)宣言(注))を発出。
(注)Public Health Emergency of International Concern

○ 7月18日15時から、関係省庁の局長級で構成される「エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議」を開催し、政府として当面、次の措置を講ずることを確認。

確認事項

今回のコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生について、WHOからは国際的な感染拡大の可能性も指摘されていることから、政府として、当面、次の措置を講ずる。

- 一. 国際的な連携を密にし、コンゴ民主共和国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 二. 在外邦人を含めた国民のり患を防止することを目的として、以下の対策を実施する。
 - (一)感染症危険情報の発信等による的確な情報提供及び空港における広報活動の強化
 - (二)コンゴ民主共和国の在留邦人に対する情報提供
 - (三)入国審査と連携した検疫の着実な実施及びコンゴ民主共和国等からの入国者の健康監視
- 三. り患者が入国した場合に備え、検査体制及び患者の受入体制等を準備する。

基本情報

病原体 ・フィロウィルス科エボラウィルス属のウィルス
(ザイール、スーダン、タイフォレスト、ブンディブギョ、レストンエボラウィルスの5種がある。)

・コウモリが自然宿主と考えられている。

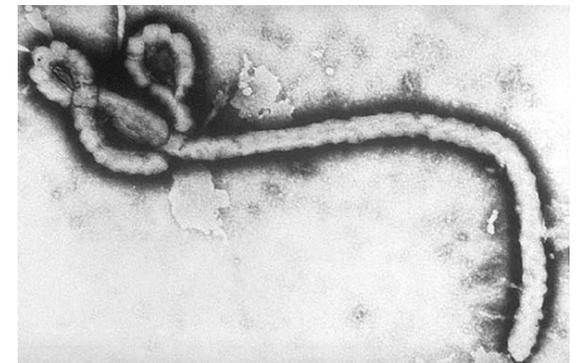
感染経路 ・感染した人や動物の血液や体液等に直接接触した際に粘膜等から感染する。
・感染した動物の死体や生肉との接触、またその生肉を食することでも感染する。
・空気感染はしない。

症状 ・潜伏期間は2-21日
・初期症状は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛など。その後嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状がみられる。重症例では神経症状、出血症状、血圧低下などがみられ死亡する。
・致死率はウィルスによって異なるが、高いものだと80-90%と報告されている。
・後遺症として関節痛、視力障害、聴力障害がみられることがある。

予防・治療

予防 ・患者や動物の血液、体液、遺体に素手で触れない。
生肉の摂食を避ける。

治療 ・支持療法。



出典: 国立感染症研究所ホームページ

発生状況

- ・1976年以降、中央アフリカで散発的に発生していた。
- ・2014-2016年に西アフリカで大規模流行が発生した。
- ・2018年8月以降、コンゴ民主共和国で流行(症例数2,701、死亡数1,813(2019年7月30日現在))。

エボラ出血熱への対応について（案）

令和元年8月5日
エボラ出血熱対策
関係閣僚会議

現在エボラ出血熱については、コンゴ民主共和国を中心に感染が拡大するなど、国際的に憂慮すべき事態が続いている。こうした中、今般、我が国において感染が疑われる患者が確認されたが、検査の結果、陰性であることが判明した。

今後も同様の事案の発生が想定されることから、以下の事項について引き続き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 流行国からの入国者・帰国者の協力も得て、検疫を始めとする水際対策の徹底について、国内での発生防止に全力を尽くすとともに、特に患者数が多い国からの入国者・帰国者について、健康監視の徹底を図る。
- 2 診断のための万全の検査体制、患者や検体の移送の体制、医療機関における受入体制等、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、患者の個人情報の取扱いには十分に留意する。